

## 通学路のブロック塀などの撤去に補助

市は、小中学校の通学路に面するブロック塀などの撤去費用の一部を補助します（令和6年3月末で終了予定）。

大規模地震によるブロック塀などの倒壊事故を未然に防止するため、ぜひご活用ください。

- ▶ 申込/12月28日までに、建築指導課で配布の事前相談書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ▶ 問合せ/同課（☎47-8436）へ



対象者	対象工事	補助額	募集件数
ブロック塀などの所有者または管理者	市内にある、高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀で、小中学校の通学路に面しているものを撤去する工事	「撤去工事費の2分の1」の額、または「撤去する塀の延長(m)×1万円」の額のいずれか少ない額 【上限20万円】	9件

## 地震に備えて！ 耐震診断などに補助

市は、耐震診断や耐震改修設計費用の全額または一部を補助します。

大規模地震による被害を抑えるため、ぜひご活用ください。

- ▶ 申込/12月28日までに、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ▶ 問合せ/同課（☎47-8436）へ



事業区分	補助対象	補助額	募集件数
木造住宅	耐震診断	費用の全額 (無料で診断を受けることができます)	17戸
	耐震改修設計	費用の1/3以内 【上限10万円】	1戸



**注意**  
排水設備を清掃・修理？  
不審な業者にご注意を！

市から委託・派遣されているかのように装って、宅内マスなどの排水設備の点検を行い、有料の清掃や修理を強引にすすめる業者が、市内を巡回することがありますので、ご注意ください。

市は、個人の宅地内の排水管などの点検・清掃を業者に委託したり、皆さんに事前にお知らせすることなく、調査をしたりすることはありません。

また、宅内マスにごみや汚れがなく、水がスムーズに流れていれば、清掃や修理は必要ありません。

不審な業者が訪れた場合は、下水道課（☎47-8714）へご連絡ください。



## 吹付けアスベスト 調査や除去などに補助

市は、アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物（取り壊し予定も含む）を対象に、吹付けアスベストの含有調査や除去工事の費用の全額または一部を補助します。

吹付けアスベストの使用が疑われる箇所を発見した場合は、早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は、除去工事をご検討ください。

- ▶ 申込/12月28日までに、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ▶ 問合せ/同課（☎47-8436）へ

事業区分	補助対象※	補助額	募集件数
アスベスト含有調査に要する費用	①延べ面積が1,000㎡以上の建築物	費用の全額 【上限25万円】	1件
	②延べ面積が300㎡以上の集会所、ホテル、旅館、飲食店、物販店舗など		
	③住宅（附属車庫、附属物置は除く）		
アスベスト除去などに要する費用（代替材の施工費用などを含む）	すべての建築物	費用の2/3以内 【上限200万円】	1件

※建築物石綿含有建材調査者が実施する含有調査や同調査者の計画に基づく除去工事で、令和5年1月31日までに完了するもの（申請前に、市職員による現場確認が必要）

## 住まなくなった家、登録しませんか

空家バンク  
開設中

市は、空き家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空き家の売却・賃貸を希望する空き家所有者と空き家の購入・賃借を希望する空き家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空き家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HPまたは住宅課（☎47-8184）へ。

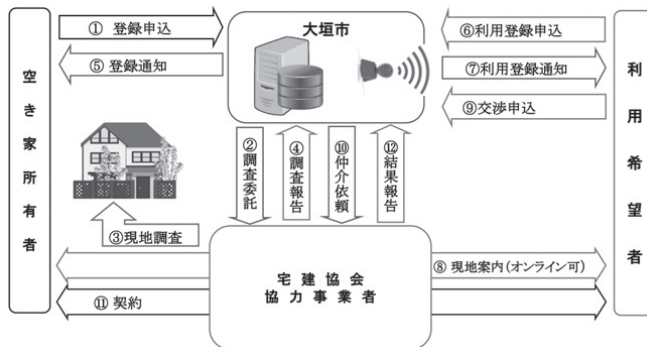
### ◆対象とする空き家

- 次の①～⑤すべてに該当する市内の物件
- ①所有者（相続）登記が完了していること
  - ②抵当権などが設定されていないこと
  - ③建物と土地の所有者が同一であること
  - ④一戸建てであり、店舗・長屋・アパートでないこと
  - ⑤不動産業者で取り扱っていないこと



専用HP

### ◆空家バンク事業のイメージ図



### 利用希望者の空き家内覧も実施中！

空き家の利用を希望する人は、現地またはオンラインで内覧ができます。お気軽にご利用ください。また、物件紹介動画も配信していますので、ぜひご覧ください。



空き家内覧